議案第51号

甲府市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条 例制定について

甲府市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例を 次のように定める。

令和4年6月7日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条 例

甲府市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例(平成17年12月条例 第54号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第12条第3項の表の第1号」を「第12条第4項の表の第1号」に、「第45条第2項の表の第1号」を「第45条第3項の表の第1号」に、「第28条の9第10項第1号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又 は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴う規定の 整備を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提 出する理由である。